

「(仮称) 豊島区子ども・若者総合計画 (素案)」に対する パブリックコメント実施結果について

1. パブリックコメントの実施について

- (1) 募集期間：令和元年 12 月 17 日から令和 2 年 1 月 7 日まで
- (2) 募集方法：広報としま 12 月 11 日号、区ホームページに掲載
- (3) 閲覧場所：子ども若者課、行政情報コーナー、区民事務所、図書館、区民ひろば、
区ホームページ

2. 提出件数及び意見件数

- (1) 意見の提出者数 13 人
(内訳 メール 11 人、持参 2 人)
- (2) 意見件数 33 件

項目	件数
① 全体について	2 件
② 第 2 章「子ども・若者を取り巻く状況」について	1 件
③ 第 3 章「施策の方向」について	29 件
④ 第 5 章「計画の推進に向けて」について	1 件

3. 「(仮称) 豊島区子ども・若者総合計画 (素案)」に対するご意見の概要と区の考え方

① 全体について

No.	意見概要	件数	区の考え方
1	計画全体を通して総花的な印象を受けるので、実施することをすべて並べるのではなく、新規・拡充・廃止する事業のようにメリハリがあるとわかりやすい。 また、行政だけでなく、民間資源にも限りがあるので、効率的に推進するという観点を持っていただきたい。	1	ご意見を受け、今後新たに開始する事業には、新規事業である旨の記載を加えました。また、計画の推進にあたっては、行政・民間を含めた各主体が相互に連携・協働しながら各々の役割を果たすことで、効率的に推進していきます。
2	子どもへの支援を推進するにあたり、子どもと地域の大人との関わりが果たす役割は大きい。そのため、「親や教師以外の大人で、頼れる人がいる」というような項目を入れていただきたい。	1	青少年育成委員、民生委員・児童委員、ボランティア団体の方々など、子どもが地域で頼ることのできる大人について、本計画目標Ⅵの取組等に掲載しています。そうした方々と行政が協力して地域の子どもの見守り、支援を推進します。

② 第2章「子ども・若者を取り巻く状況」について

No.	意見概要	件数	区の考え方
3	子どもへのアンケートで、「地域に遊ぶ場があるか」と「地域にスポーツする場があるか」が一つの質問になっているが、別々に聞いた方が良い。	1	次回計画改定のためのアンケート調査を実施する際には、別個の質問とすることを検討いたします。

③ 第3章「施策の方向」について

目標Ⅰ「子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する」について

No.	意見概要	件数	区の考え方
4	「子どもの権利に関する条例」の認知度向上に重点を置いているが、計画の本来の目的はこの条例によって守られる人を増やすことである。条例の周知を目的化せず、条例が意識されずともその内容が実施されるようにすべき。	1	「子どもの権利に関する条例」の内容が守られるには、まずは本条例の内容が広く理解される必要があると考えています。本条例の内容を具体化した場面も交えた広報物で周知することなどにより、条例周知と条例内容の実施の両方を推進します。
5	「子どもの権利に関する条例」はすべての大人に読んでほしい。そのためにはリーフレットの配布だけでなく、読んでもらうための工夫が必要。	1	リーフレットを多くの方に読んでいただくために、内容の改善を図ります。また、イベント時など手に取っていただけるタイミングで配布するなど、配布の仕方にも工夫して取り組んでいきます。
6	子どもの居場所として、多世代が交流できる場を設けてほしい。現状は、小学生と中高生がかかわる場が分断されている。	1	中高生センタージャンプにおいて小学生の受け入れをしているほか、区民ひろば、プレーパークなど世代に関わらず交流できる居場所があります。そういった居場所について、より周知していきます。
7	池袋本町プレーパークは少数のスタッフで週7日運営しており、重点事業の「現状値」掲載のとおり、他事業と比べても参加者数が多い。屋外の活動であり、冷暖房も休憩室も無い。小屋の一つでも作ったりできないか。	1	池袋本町プレーパークは専用施設ではなく、公園を限定的に使用した施設であるため、敷地内にスタッフルームのような建物を建てることは困難です。子どもの見守りのためには、スタッフの活動環境の改善も大切であるため、委託事業者と協議しながら環境整備を進めていきます。
8	プレーパークは小学3～6年生や子育てしている方の憩いの場になっている。常設でなくてもいいので、各地区に一つくらい作れないか。	1	現状では区内に、常設のプレーパークとして利用できる場所がなく、プレーパークの増設は困難な状況です。身近な地域で多様な体験ができるように、区内の公園や施設等で出張プレーパークを実施しており、今後も出張プレーパークの充実を図ります。
9	豊島区のプレーパークは、プレーパーク文化に基づいた創造的な遊びが行われているとは言い難く、子どもたちの興味や	1	現在、子どもが多様な遊びを体験できるイベントとして、民間企業や施設等と連携して出張プレーパークを実施しています。今後も子どもの興味や

	<p>関心を引き出すためにも、プレーリーダーが創造的な遊びを広めるようなイベントを開催してはどうか。それにより、子育て世代にやさしいまちのイメージづくりや、文化的な遊び場の構築に繋がると思う。</p>		<p>関心を引きだせるような、多様な遊びや体験ができる機会の提供を進めていきます。</p>
10	<p>小学校の校庭開放でバスケットボール等がしたいができない中学生もいる。遊び場がないためにゲームやスマホなどをしている子どもも少なくない。例えば曜日・時間を定めて中学生でも小学校校庭開放の使用を認めるなど、柔軟に対応していただきたい。</p>	1	<p>小学校の校庭が「子どもスキップ」の遊び場になっていることや、小中学生の体格差から生じる事故・けが防止や安全確保のため多くの小学校で中学生の利用を原則禁止としています。ただし、朋有小学校・椎名町小学校では令和元年度について条件付きで中学生の校庭開放の利用を認めています。</p> <p>また、中学校においても西巣鴨中学校、池袋中学校、千登世橋中学校、明豊中学校では部活動や学校行事等が無い日時(主に土日、不定期)に体育館の一般開放及び中学生開放を実施しています。</p> <p>今後も広く区民の皆さまに学校開放をご利用いただけるよう検討を進めていきます。</p>
11	<p>「小・中学校補修支援チューター事業」では特にボランティア確保に大きな課題があり、継続が困難なところもある。大学生ボランティアに期待を寄せているようだが参加できる大学生は多くない。チューター事業を担っている主体は「としま子ども学習支援ネットワーク『とこネット』」にほとんど参加しておらず、生徒やボランティアの規模、実施方法、問題点などについてはほとんど共有されていない現状がある。この点については詳しく調査し、改善すべき。</p>	1	<p>「区立小・中学校補習支援チューター事業」は、学習のコツが掴めないといった困り感を持つ児童・生徒に対し、放課後・長期休業中を中心に補習を行う事業です。学校によってチューターの確保に苦労している状況がありますが、今後も区内大学等に周知し確保に努めます。また、本事業実施に関する問題点などは把握・共有に努め、必要に応じて改善策を検討していきます。</p>
12	<p>無料学習支援の分野において、大学進学や就職のための受験対策は貧困脱出の観点から重要だが、支援が不足している現状にある。大学受験指導できる能力を持った学生、社会人の人的資源は限られており、可能なら、区が援助する形で学習支援のNPO法人を立ち上げることが必要。</p>	1	<p>大学への進学率が上昇している現状において、大学進学や就職のための受験対策の必要性が高まっているため、今後の学習支援の方法・内容等について、引き続き検討します。</p>
13	<p>「としま子ども学習支援ネットワーク『とこネット』」について、無料学習支援の立ち上げが上手くいかない地域もあ</p>	1	<p>施設に関する要望について把握しており、今後も引き続き区の施設利用及び使用料について関係団体と協議し、対応していきます。</p>

	り、行政による利用できる施設の斡旋が必要では無いか。特に区民ひろばの利用を進めるなど、具体策を推進していただきたい。		
14	虐待を受けている子どもや心配事のある子どもの話を聞いてくれる大人が身近にいると良いと思う。また、保育園児や幼稚園児など、自分から心配事などを言いにくい子どもに対しては、定期的に先生から聞いてほしい。	1	子どもにとって身近な地域の方々が「子どもの権利」を学ぶ機会を提供することや、保育園や幼稚園の職員を対象に「子どもの権利」に関する研修を行っています。このような取組により、子どもにとって身近な大人が「子どもの権利」を理解し、子どもの思いを尊重しながら話を聞けるようにしていきます。

目標Ⅲ「子ども・若者に関わる施設において、充実した環境を整備する」について

No.	意見概要	件数	区の考え方
15	「子どもの権利に関する条例」はリーフレットの配布だけでなく、学校での学習機会の確保のための具体的な取組をしてほしい。例えば、普段関わることのない大人など外部講師の話は興味を持ちやすく、そういった工夫をしてほしい。	1	学校での取組として、授業でのリーフレット活用や、「子どもの権利」に関する講師を招いての講座などを検討しています。子どもが興味を持ち、学べるような取組を進めていきます。
16	「学校における『子どもの権利』に関する学習機会の確保」の目標値が低すぎると感じる。全小中学校で年1回以上学習プログラムを実施していただきたい。その積み重ねにより、子どもが正しく「子どもの権利」を理解できると思う。	1	ご指摘の事業については、まずは少数の学校でモデル実施し、その成果を踏まえて効果的な取組などを区内学校で共有することで、学習機会の確保を推進していきます。

目標Ⅳ「若者の自立と社会参加を支援する」について

No.	意見概要	件数	区の考え方
17	若者の自立支援とは、正規職への就職を主眼に置いた経済的自立への支援ではなく、若者自身が自分の人生を自分で歩んでいる気持ちを持てるように支援することこそが必要ではないか。そのために、若者の自立支援にも人権意識が十分生かされるものでなくてはならないと思う。	1	ご意見を受けて、計画案目標Ⅳの「取組の方向性」に、若者本人の希望を尊重し、必要な支援を行う旨を記載しました。ご指摘のとおり様々な就労形態や社会参加の形がありますので、若者の自立支援の際には一人ひとりの声を聞き、個々の事情に応じた支援を行っていきます。
18	若者の自立支援について、大学や就職先を決める際により手厚い支援があると良い。また、若者の「とりあえず大学に行く」という意識を変える必要があると思う。	1	子ども若者総合相談「アシスとしま」では、進路に関する相談にも対応しています。今後は、若者が多様な選択肢の中から自身の進路等を検討できるよう、ホームページ等で自立支援に関する情報の提供に努めます。

19	若者への支援について、継続した支援が行われるためには、支援する側・される側の個々のライフスタイルやライフサイクルに合わせた支援をする必要がある。	1	子ども若者総合相談「アシスとしま」で対応した相談者には、個々のライフスタイルやライフサイクルに合わせた支援計画を立てて支援を進めていきます。また、支援に関わる方向けにメールマガジンを配信し、情報提供しています。今後も時期やニーズに合わせた発信に努めます。
20	若者の参加支援について、中高生まではジャンプで取り組んでいるがそれ以上の年齢に対応した取組がなく、不十分である。改めて学び直したいと考えている若者に対して、対話と共生を学ぶ機会を提供するべきではないか。	1	豊島区では、NPO 法人いけぶくろ大明「みらい館大明」内のブックカフェで「若者学びあい支援事業」として、おおむね高校生から30代までの方を対象に「人と本が出会い、利用者同士が学び合える居場所づくり」を軸に様々な講座を展開しています。
21	選挙の投票を中高生センタージャンプなど若者に身近な場所で出来るようにすると良い。	1	若者の投票率向上に向けたご意見をいただきありがとうございます。投票所については、若者を含め、高齢者や障がいのある方など全ての方にとってできる限り投票しやすい条件となる施設を選定いたします。

目標V「それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する」について

No.	意見概要	件数	区の考え方
22	年齢が高くなって来日した子どもの日本語教育は深刻な課題であり、日本語ができない子どもが多いと学校運営にも大きな負担となる。 学校への教師加配や日本語教室設置の検討や、教育センターは日本語レベルがその学年の授業についていくのが困難な場合は、希望すれば条件を付けずに誰でも行けるようにする等の対応をしていただきたい。	1	豊島区立の小・中学校では、日本語教室及び日本語学級において所要の教師加配措置を受けているほか、同時通訳ソフトをインストールしたタブレット端末を日本語指導を必要とする児童・生徒の多い小・中学校に配付するなど、日本語に関する支援が必要な児童・生徒に関する対応をしています。 また、教育センターの日本語指導教室は、本人・保護者の希望と学校長からの要請を受けて通級となります。日常会話や学校生活に支障をきたさない程度の日本語力の修得や、日本の文化・習慣の理解を目指しており、学年相当の学習理解とは目的を異にしていることから、日本語学習について一定の成果を得られるところでの終了としております。
23	外国ルーツの子ども・若者への支援について、重点事業の「多文化共生推進事業」の目標値が低いと感じる。	1	目標としている支援団体等との連携については、単に数を増やすのではなく、連携することにより、外国籍等区民への支援を、より効果的・効率的に行うことを主眼として実施していく考えです。

24	外国ルーツの子ども・若者支援にあたっては、外国ルーツの子どもや親のニーズ調査や、支援団体の連携推進を積極的に進めていただきたい。	1	多文化共生事業を推進するうえで、現状やニーズを把握することは重要であると認識しています。「豊島区多文化共生推進基本方針」に基づき、ニーズ調査や各種事業を実施していきます。
25	外国ルーツの子ども・若者に対する支援が言語に関するものになっているが、そういった方々の抱える課題に対処し、自己肯定感を醸成するには、母語・母文化の継承やアイデンティティに関する支援、エスニシティや人種を理由とした偏見と差別を根絶することを目指す内容にする必要があると考える。 こうした支援や対策を行うことが、社会が「多様性」を尊重していく本来のあり方だと考える。	1	豊島区では、外国籍等区民への対応や異文化交流の在り方も含めた「豊島区多文化共生推進基本方針」を策定しています。国籍や人種を問わず、多様な区民が互いに尊重し安心して暮らせる多文化共生を推進していきます。
26	外国ルーツの子ども・若者が社会に参加するには言語などが障壁になり、マジョリティの日本人の視点にたった社会では声が包摂されない可能性がある。外国ルーツの子ども・若者の声が組み込まれる環境を意識的につくる必要がある。	1	外国ルーツの子ども・若者の様々な意見を取り入れていくためにも、外国ルーツの方を支援する団体等との連携を強化し、実態調査などの取り組みを進めていきます。
27	外国籍であることによって義務教育への不就学者が存在すること、マジョリティとは異なるエスニシティを持つ者の高校進学率や大学進学率の低さといった、教育達成に関わる困難と構造的な不平等について言及し、施策を講じることが必要だと考える。このような教育達成に関わる課題を把握するためにも、外国にルーツを持つ子ども・若者に関するデータを行政が主体となって十分に収集することが必要。	1	多文化共生事業を推進するうえで、外国にルーツを持つ子ども・若者に関する現状やニーズを把握することが重要であると認識しています。そうした現状を踏まえ、「豊島区多文化共生推進基本方針」に基づき、事業を実施していきます。
28	「日本語指導教室」は、学校の日本語教室という閉ざされた場で事業が行われると思うが、どのように事業の進行を管理するのか。	1	「日本語指導教室」は教育センターで行われており、事業の実施状況は教育センターで把握し、進行管理しています。
29	個々の状況に応じた個別の日本語指導については、指導者による格差が生じないよう、研修の充実を図ってほしい。	1	教育センターの日本語指導教室では、近隣の大学より講師を招き日本語教育についての学習会を設け、指導者のスキルアップを図っています。
30	「学習支援の充実」について、連携体制の強化を図ってほしい。すでに連携体制が	1	区内大学との教育連携協定に基づき、学習支援の一環として人材をご紹介いただく等必要に応じ

	構築されているなら、外国ルーツの子どもに伝わる手段で周知をし、必要な子どもを支援につなげるところまで実施してほしい。		て引き続き連携していきます。
31	経済的に困窮している家庭の子どもは十分な受験指導を受けられない現状がある。困窮家庭を対象に塾や予備校で使えるバウチャーを配布し、無料学習支援に提出することを認めていただきたい。それにより、学習支援はそのお金をこどもの模擬試験代や、参考書の購入に充てることができ、効率的な施策となる。	1	豊島区では、独自の取組として「としま子ども学習支援ネットワーク」への支援を実施しているほか、生活保護受給世帯の子どもへの通塾代助成、ひとり親家庭等の子どもへの個別学習支援など、子どもの学習支援事業を実施しています。ご提案のバウチャー制度については、有効性について他自治体の動向等を注視し、検討していきます。
32	行政の相談窓口やアウトリーチ事業でカバーできるのは自主的に相談に来る方や行政が把握している方だけであり、実際には親や学校から離れてしまうことで行政の網から外れてしまう子どもや若者もいる。この点から考えると学校と他機関や地域との連携は重要であり、不登校になった子どもがいる場合はすぐに学校から行政に連絡して、公的な繋がりを切らさないようにすることが求められる。スクールソーシャルワーカーだけでなく、コミュニティソーシャルワーカーや子ども家庭支援センターに繋いだり、必要に応じて行政から無料学習ボランティアに繋ぐなどの対応をする必要がある。	1	教育センター内にある適応指導教室は、区立小学校・中学校に在籍、または区内在住で私立学校等に通う、不登校の子どもたちを受け入れ、支援を行っております。また、区立小・中学校については、不登校に繋がる恐れがある段階の子どもから、支援が必要な子どもまで、学校と教育委員会にて対応し、支援の網から外れてしまう子どもが出ないようにしています。加えて、関係部局の連携により、義務教育終了後も継続した支援に努めています。さらに、地域・関係機関からの情報収集や相談しやすい窓口体制の充実させることで、必要な方への支援が行き届くようにしていきます。今後も、個々の状況に応じて、コミュニティソーシャルワーカーや無料学習ボランティア等民間資源と連携し、支援を実施していきます。

④ 第5章 「計画の推進に向けて」について

No.	意見概要	件数	区の考え方
33	豊島区のすべての大人が「子どもの権利」を理解するためには、地域ネットワークの構築、関係機関との連携強化が必要と思う。顔と顔でつながることができる、ゆるやかなネットワークの構築の実現するために、計画内容を広く周知する機会を設けていただきたい。	1	地域の様々な活動主体が連携する機会を設けるとともに、様々な場で計画の広報に努め、豊島区が地域一体となって計画を推進していきます。また、計画策定後は、区が地域団体等の活動の場に赴いて計画内容を説明する機会を設け、計画の周知に努めます。